

出版健保組合員の皆さまへ

団体総合生活補償保険のご案内

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

保険期間 令和7年5月1日午後4時～令和8年5月1日午後4時（1年間）

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「パンフレット別冊」を必ずご確認ください。

アクセス方法は、本パンフレット「ご注意事項」をご覧ください。



＜お知らせ＞

中途加入可能です。中途加入をご希望の場合は代理店・扱者までご連絡ください。

＜被保険者となれる方（年齢）について＞

パンフレット P4 の保険料表は 89 才まで記載がありますが、本制度は始期日時点で生後 15 日～74 才以下の方が加入できます。

申込
締切日

令和7年4月1日（火）

加入申込票が提出先に到着する日

加入申込票
提出先

出版健保サービス

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

- 保険料払込方法：令和7年6月より毎月口座から振替させていただきます。（分割12回）



自動継続の取扱い

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。新規加入・ご加入内容の変更・継続停止の場合には、「加入申込票」のご提出が必要です。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

お問い合わせは

代理店・扱者

有限会社 出版健保サービス
所在地：〒101-8304
東京都千代田区神田駿河台1-7
TEL：03-3292-8294
FAX：03-3292-9504

引受保険会社

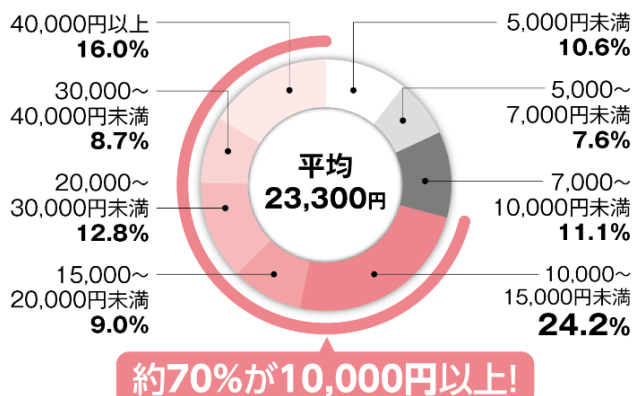
三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第三部 情報通信事業室
所在地：〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-6652
FAX：03-3259-7211

出版健保サービス

ケガ・病気による入院の実態

Pick up!! データでみる 入院時の自己負担額

入院時 1日あたりの自己負担費用は、平均 **23,300円** です。



生命保険文化センター

「令和元年度 生活保障に関する調査」より

※入院時の主な費用には、食事代や差額ベッド代、特殊な検査・治療・薬剤費、諸雑費等を含みます。高額療養費制度を利用した場合は、利用後の費用となります。

※集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担金を支払った人。

💡高額療養費制度 ※2023年2月現在

同じ月に支払った医療費が高額になった場合、自己負担額に上限が設けられています。年齢（70歳以上か否か）や、月収・医療費総額等によって異なります。高額療養費制度をはじめとした公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）



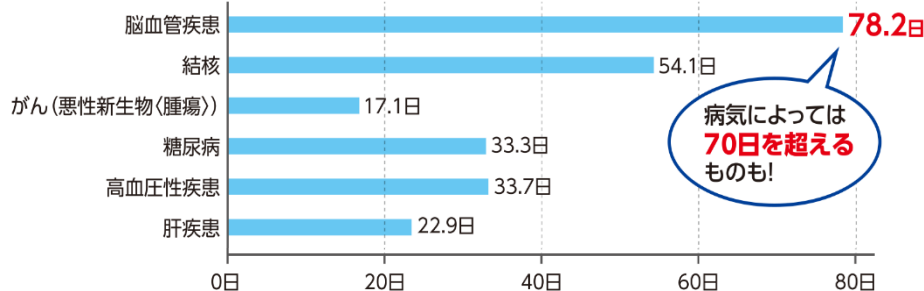
<例>

40代/年収約370万円～約770万円、100万円の医療費で、窓口負担（3割）が30万円かかる場合

* $80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ により、212,570円を高額医療費として支給し、実際の自己負担額は、87,430円となります。

平均入院日数

▼主な病気別の退院患者の平均入院日数



〔平成29年 厚生労働省「患者調査」より〕

入院時の自己負担額が高額になることや、入院期間が長期にわたることも考えられますので、万一の入院に対する事前の備えが大切です。



4つのメリット

1 短期間の入通院も補償

- ケガの場合は万一の入院はもちろん、通院だけでも1日目から補償が受けられます。
- 日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。



2 簡単なお手続

- 医師の診査は必要ありません。病気を補償するセットにご加入される場合でも、健康状況告知書にご記入いただくだけで、お申込みいただけます。
- 加入申込票のご提出だけで、お申込みは完了です。さらに、自動継続方式を採用していますので、次年度以降、加入内容の変更または脱退のご連絡がない限り自動継続となります。したがって、継続加入漏れの心配もありません。



3 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を電話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。



4 えらべるオプション補償

複数のオプションから、ニーズに合った補償を選べます。

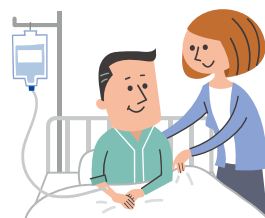


基本補償

この保険は、ケガと病気の保険です。
次のような場合に保険金をお支払いします。



ケガにより 180 日以内に
後遺障害が発生したとき
または亡くなったとき



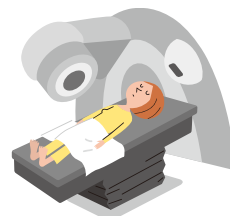
ケガや病気で
入院したとき



ケガや病気で
手術を受けたとき



ケガや病気で
通院したとき



病気で放射線治療を
受けたとき

※ケガのみセットにご加入の場合、病気の補償はありません。補償内容は次ページでご確認ください。
疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象となりません。

セットと保険金額

1口あたり

補償区分	セット	ケガ+病気		ケガのみ	
		BS	DS	B	D
傷害	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※1)	400万円	200万円	400万円	200万円
	傷害入院保険金日額 ^(※2)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	傷害通院保険金日額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
疾病	疾病入院保険金日額 ^(※3)	3,000円	3,000円	—	—
	疾病通院保険金日額	1,500円	1,500円	—	—

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

(※2) 手術を受けた場合は傷害手術保険金(入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。

(※3) 手術を受けた場合は疾病手術保険金(入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍)、放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金(疾病入院保険金日額の10倍)をお支払いします。

● 上記基本補償には天災危険補償特約がセットされます。

月払保険料

1口あたり

加入限度口数1口

満年齢	BS	DS	B	D
生後15日～4才	1,710円	1,420円	被保険者の 年齢に関係なく 1,350円 (注)被保険者の年齢 制限はありません。	被保険者の 年齢に関係なく 1,060円 (注)被保険者の年齢 制限はありません。
5才～9才	1,630円	1,340円		
10才～14才	1,490円	1,200円		
15才～19才	1,490円	1,200円		
20才～24才	1,570円	1,280円		
25才～29才	1,670円	1,380円		
30才～34才	1,780円	1,490円		
35才～39才	1,810円	1,520円		
40才～44才	1,820円	1,530円		
45才～49才	1,970円	1,680円		
50才～54才	2,210円	1,920円		
55才～59才	2,580円	2,290円		
60才～64才	3,190円	2,900円		
65才～69才	4,260円	3,970円		
70才～74才	5,790円	5,500円		
75才～79才	8,850円	8,560円		
80才～84才	13,280円	12,990円		
85才～89才	14,770円	14,480円		

● 年齢は保険始期(令和7年5月1日)時点での満年齢となります。

オプション



基本補償のセットをお申込みの方のみ
ご加入いただけます。

- オプション補償のみのご加入はできません。
 - 基本補償のセットの加入口数にかかわらず、オプション補償の加入限度口数は1口です。
- ※オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

日常生活賠償保険金 日本国内の事故については示談交渉サービス付

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、または日本国内で誤って線路に立入り、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。

(詳細は引受保険会社ホームページに掲載している「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」をご覧ください。)

J セット	保険金額	1 億円
	月払保険料	150 円

例えば
こんなときに



自転車で通行人に
ケガをさせた



階下の他人宅に
水ぬれ損害を与えた

(注)被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。

補償の対象となる家族の範囲は引受保険会社ホームページに掲載している「契約概要のご説明」の「1. (1)商品の仕組み」をご覧ください。

携行品損害保険金

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

M セット	保険金額(免責金額 3,000円)	50 万円
	月払保険料	330 円

例えば
こんなときに



ハンドバッグを
ひったくられた



スキー板を
折ってしまった

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(注2)携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

ご注意事項（必ずお読みください）

住宅内生活用動産保険金

日本国内における盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『生活用動産』」については、補償の対象にはなりません。

Q セット	保険金額	500 万円
	月払保険料	1,980 円

例えば
こんなときに



ボヤにより家財に
損害が発生した

(注)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。

ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。

先進医療費用保険金

ケガや病気のため、保険期間中に日本国内で先進医療を受けた場合に保険金をお支払いします。

R セット	保険金額	1,000 万円
	月払保険料	80 円

例えば
こんなときに



がんの治療のため指定病院で
先進医療を受けた

(注)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。詳細は、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「先進医療費用保険金」をご覧ください。

※上記補償には、天災危険補償特約がセットされます。

